

小山駅から東京駅まで新幹線でわずか40分！！

小山市新幹線通勤定期券購入補助金

小山市では、若者の転出を抑制し、子育て世代の移住・定住を促進することを目的として、東京圏で新たに就職した方、転入し東京圏へ通勤する方に、一定要件の下、補助金を交付しております。



令和4年4月1日以降に転入又は新たに就職した方から制度内容が変わります。

◆交付対象者

対象となる方は次の「新卒者」又は「転入者」に該当し、①～③の条件を満たす方です。

新卒者	学校等を卒業・修了した同年に就職し、1年以内に定期券の利用を開始した方
転入者	市外に1年以上居住後に転入し、1年以内に定期券利用を開始した方で、次の何れかを満たす方 ア 申請日において39歳以下の方 イ 申請日において同一世帯に39歳以下の配偶者がいる方 ウ 申請年度の末日において同一世帯に15歳以下の子がいる方

※令和3年3月31日以前に就職又は転入した方は従前の制度が適用となります。

- ①「東北新幹線」、「東海道新幹線」の通勤定期券を利用し通勤する方で、勤務先が東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県である方
- ②小山市に3年以上住むことを誓約した方
- ③市税の滞納がない方

◆補助金の額

(新幹線定期券代 - 新幹線利用区間に関する通勤手当) ※1 × 定期券利用月数※2

※1：補助額はひと月あたり1万円を限度とします。

※2：定期券利用月数は利用開始日の属する月から36ヶ月を限度とします。

◆申請方法

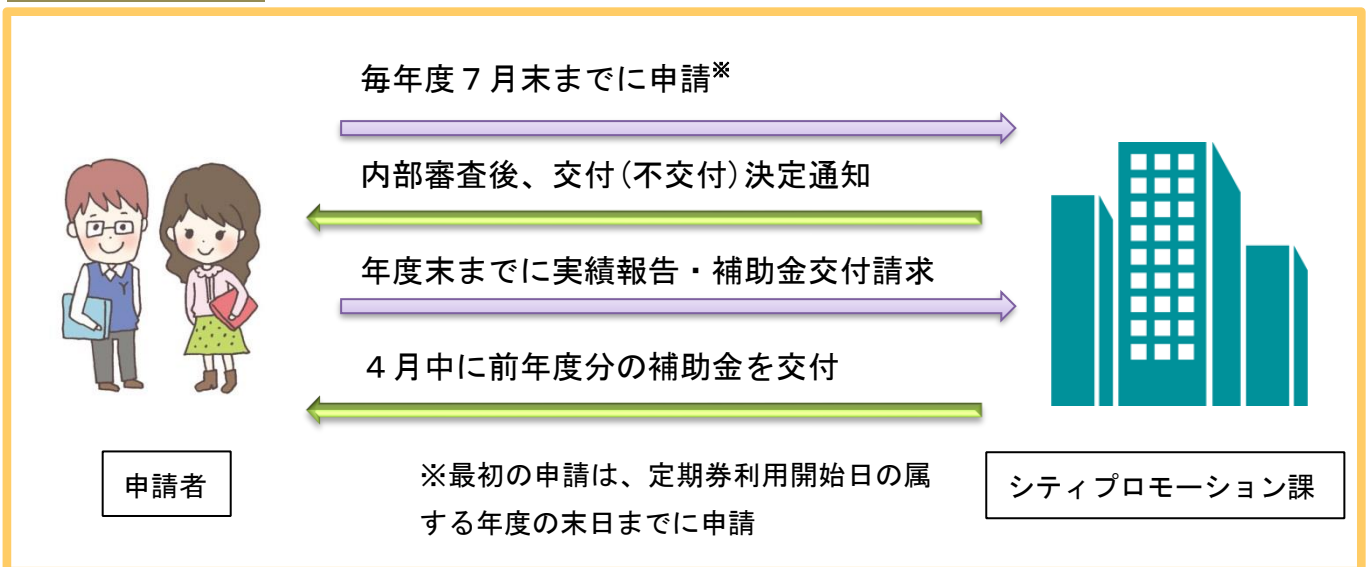
申請書(様式第1号)に以下の書類を添付し、シティプロモーション課までご提出ください。

- ①学校等を卒業又は修了したことを証する書類(新卒者の初回の申請に限る)
- ①小山市への転入から1年前の住所地が証明できる住民票の除票又は戸籍の附票(転入者の初回の申請に限る)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③雇用状況及び通勤手当支給額証明書(様式第3号)
- ④初回の申請に係る定期券の写し又は領収書・利用明細書の写し

※継続して申請する場合は、申請書と③のみご提出ください。

※初めて申請する年度については、定期券利用開始日の属する年度の末日までに申請を行ってください。ただし、継続して申請する場合は、毎年度7月末までに行ってください。

◆交付までの流れ



※申請は年度毎に実施していただくため、上記の流れを36月分繰り返になります。

◆よくある質問

Q：申請は毎年行うのですか。

A：申請は年度ごとに交付しますので、毎年申請してください。

Q：なぜ「新卒者」と「転入者」が対象なのですか。

A：20代前半の東京圏への就職を契機とした転出が超過していることから、これを抑制し、併せて、今後の人口減少による市全体の経済活動の低下やコミュニティ機能の衰退を抑制するべく、将来の小山市人口の自然増につながる子育て世代の転入を促進することを目的としているためです。

Q：交付対象期間中に、新幹線定期券を利用しない期間（育休・産休期間など）が生じた場合はどうなりますか。

A：交付対象期間は通常最大36月となっていますが、交付対象期間中に新幹線定期券を利用しない期間が生じた場合には、通算して12月を超えない範囲で交付対象期間を延長することができます。

Q：仕事があつてなかなか申請ができません。

A：代理申請、郵便申請等に柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。

Q：年度末までに申請が間に合いません。

A：原則は就職日又は転入日の属する年度の末日までにご申請いただいておりますが、就職日又は転入日から1年以内の申請であれば対応可能ですので、詳しくはご相談ください。

◆お申し込み・お問合せ

小山市総合政策部シティプロモーション課

移住定住推進係

〒323-8686

栃木県小山市中央町1-1-1

TEL：0285-22-9376

FAX：0285-22-9546

E-mail：d-promotion@city.oyama.tochigi.jp



ホームページはこちら